

教 特 第 5 1 4 号  
令和5年(2023年)7月18日

各 教 育 局 長  
道立特別支援教育センター所長  
各市町村教育委員会教育長  
様  
(各市町村立小・中学校長)

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 大 畑 明 美  
北海道教育庁学校教育局義務教育課長 遠 藤 直 俊  
北海道教育庁総務政策局教育政策課長 荒 川 裕 美

障がいのある子どもの教育支援について(通知)

このことについては、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)を計画期間とする新たな「特別支援教育に関する基本方針」において、適切な就学先の決定及び就学時に決定した学びの場の柔軟な見直しが図られるようにすることを重点の一つに位置付け、障がいのある児童及び生徒に適切な教育を受けさせるための支援を行うことを目的に設置した北海道教育支援委員会において、そのための具体策について検討したところです。

つきましては、障がいのある子どもの教育支援の充実に向け、市町村教育委員会、教育支援委員会及び小・中学校等に留意いただきたい点を別紙にまとめましたので活用してください。

記

○ 関係通知・資料等

- ・ 令和5年(2023年)3月29日教特第1579号「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について(通知)」
- ・ 令和5年(2023年)3月「教育支援のためのハンドブック(改訂版)」(北海道特別支援教育振興協議会)
- ・ 令和5年(2023年)2月7日付け教特第1323号「『特別支援学級における適切な教育課程の編成に関する資料～児童生徒一人一人の学びの充実に向けて～』について(通知)」
- ・ 令和4年(2023年)5月16日付け教特第195号「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」
- ・ 平成25年10月4日付け25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」

(特別支援教育制度推進係)  
(義務教育指導係)  
(定数政策係)

## 障がいのある子どもの教育支援の充実に向けて

就学先の決定や学びの場の見直しに当たっては、インクルーシブ教育システムの推進に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要です。

- 就学先決定のプロセスを保護者に分かりやすく示し、適切な就学先の決定を円滑に行うことが必要です。
- 教育支援委員会等を起点に、特別支援学校又は小・中学校等という就学先を検討するだけでなく、小・中学校等に就学する場合は、通常の学級、通級による指導、特別支援学級の学びの場の判断についても様々な関係者が多角的、客観的に検討することが必要です。
- 学びの場の判断・決定に当たっては、障がいの状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子ども一人一人の教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援が必要とされるかを整理することが必要です。
- 就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に変更ができることについて、全ての関係者が共通理解を図ることが必要です。
- 個別の教育的ニーズのある子どもの自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、連続性のある「多様な学びの場」を整備する観点から、通級指導教室を設置していない市町村教育委員会においては、その設置を検討することが必要です。

## 障がいのある子どもの教育支援の充実に向けて

就学先の決定や学びの場の見直しに当たっては、インクルーシブ教育システムの推進に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要です。

- 特別支援学校への入学が可能となる子どもの障がいの程度は、学校教育法施行令第22条の3に、小・中学校等の特別支援学級、通級による指導の対象となる障がいの程度は、平成25年10月4日付け25文科初第756号通知に基づくことが必要です。
- 適切な就学先の決定に向け、早期からの教育相談等を通じ保護者や本人の意見を聞いた上で教育学、医学、心理学等の専門家からの意見を聴取するほか、地域の教育体制の状況等を踏まえ総合的に検討することが必要です。
- 教育支援委員会の委員は、学校教育法施行令の趣旨を踏まえ選定するとともに、特別支援学校の教職員が含まれていない市町村においては、より専門的な指導助言を得る視点から委員として委嘱を検討することも必要です。
- 小規模であったり、関係機関や専門家等の人材の確保が困難な市町村においては、例えば、複数の市町村教育委員会が共同で教育支援委員会等を設置するなど、複数の市町村が連携した体制整備について検討することが必要です。
- 北海道立特別支援教育センターの教育相談を活用している場合には、保護者の了解の下、報告書に記載された就学先及び学びの場を参考にすることが必要です。

## 障がいのある子どもの教育支援の充実に向けて

就学先の決定や学びの場の見直しに当たっては、インクルーシブ教育システムの推進に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要です。

- 校内委員会において学級担任等の気づきを積極的に交流するなど、幅広く学校全体で特別な教育的支援を必要としている児童生徒の把握及び状況の共有を図ることが必要です。
- 校内において特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する支援策等を検討する際には、まずは通常の学級において、学級全体に対して分かりやすい授業の工夫、ICTを含む合理的配慮の提供、特別支援教育支援員の効果的な活用など、通常の学級の中でできうる方策を十分に検討した上で、通級による指導や特別支援学級の必要性を検討することが必要です。
- 学びの場の見直しに当たっては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級それぞれの学びの場において受けることができる指導や支援、教育課程の特徴、さらには多様な学びの場における成長事例などについて分かりやすく保護者及び本人へ伝えることが必要です。